

市議会だより

な か ま

議会の定例会は、3、6、9、12月の年4回開かれます。そのほか、臨時会があります。

この議会報は、3月定例会を中心に議決案件や一般質問の状況をまとめたものです。

議会報編集委員会

■ 第114号平成17年5月25日 ■ 発行・編集 福岡県中間市議会 / 編集委員会



遠賀川の鯉のぼり

平成十七年度各会計当初予算可決

中間市個人情報保護推進委員会条例制定

3月定例会

平成十七年第一回中間市議会（三月定例会）は、三月四日に開会され、二十六日間の会期で三月二十九日に閉会しました。

一般質問のほか、審議された市長提出議案は、補正予算・新年度予算や条例制定及び条例改正などあわせて二十八件でした。

審議の結果、全議案とも可決されました。

一方、議員提出議案は、意見書案三件が可決されましたが、意見書案一件が否決されました。

また、請願二件が採択され、継続審査の二件が取下げとなりました。

そのほか、任期満了となる人権擁護委員の推薦に同意しました。

常任委員会の

審査から

各常任委員会では、三月定例会で付託された補正予算・新年度予算や条例制定など二十七議案について審査しました。

審査の内容(要旨)は次のとおりです。



平成十六年度 補正予算

総務文教委員会

一般会計

補正の総額は一億百十萬円の減額で、一般会計の総額を百七十八億二千七百二萬円とするものです。

歳入の主なものは、市債が失業対策事業費及び道路整備事業等の確定に伴い、



中央公民館の陶芸作業所

二億四千百万円増額されており、また、地方交付税は普通交付税の追加交付により一千四百四十万円の増額、さらに、昨年の利用料の改定に伴う増収により社会教育施設の使用料が五百三十萬円増額となっています。

歳出の主なものは、国民健康保険及び老人保健特別

会計等の繰出金が総額で六千百万円の追加補正を計上しています。

消防費では、消防団の火災等の出動に伴う報酬が二百二十万円の増額されており、また、市内各所の消火栓の補修及び消火栓の新設に伴う費用二百二十万円の計上しています。

教育費では、中央公民館の陶芸作業所の新設工事が改築することに変更となったことから四百四十万円減額となり、また、中学校費では、各種部活動の県大会等への出場に伴う補助金三十万円の増額しています。採決の結果、全員の賛成で可決しました。

人事紹介

三月定例会で、任期満了に伴う人権擁護委員候補者の推薦に同意しました。

《敬称略》

人権擁護委員候補者

越 智 信 一

有 馬 周 子

議員提出議案

可決したものの

発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書
平成十六年十二月に発達障害者支援法が制定され、本年四月から施行されます。

この法律には、国および地方公共団体の責務として、発達障害の早期発見や支援などについて必要な措置を講じるよう示されています。

発達障害に対しては、幼児期から学齢期、就労まで一貫した支援策が必要です。

それには、教育・福祉・保健・就労などの関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた個別指導を行うなどの対応が欠かせません。

そのために、左記の項目を早急に実施するよう強く要望します。

記

- 一、各市区町村が関係機関と連携して支援体制を整備する際に、何らかの財政支援を講じること。
- 一、発達障害の早期発見に向けて、乳幼児健診の充実と、新たな児童健診制度(五歳児健診)や就学時健診制度を確立すること。
- 一、保育園、幼稚園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における発達障害児の受け入れと、指導員の養成・配置をすること。
- 一、発達障害者のための雇用支援コンサルタント・相談員等を配置すること。
- 一、専門医の養成ならびに人材の確保を図ること。
- 一、発達障害児(者)への理解の普及、意識啓発を推進すること。

民生経済委員会

一般会計

歳入の主なものは、民生費国庫負担金の知的障害者施設支援費負担金六百万円の減額や、国民健康保険基金安定負担金一千四百万円を増額しています。

民生費国庫補助金では、身体障害者在宅福祉事業費補助金六百万円を減額し、県負担金については、国民健康保険基金安定負担金七百万円を増額しています。

歳出の主なものは、民生費では、特別会計国民健康保険事業繰出金三千四百万円、老人保健特別会計繰出金五百万円をそれぞれ増額しています。

また、児童福祉施設入所扶助費として、私立保育所五ヶ所分六千二百万円、児童扶養手当扶助費九百万円をそれぞれ減額しています。

身体障害者福祉費、知的障害者福祉費の扶助費等については、今回の最終補正予算で調整がなされ、概ね減額となっています。

衛生費では、インフルエンザの流行等により、高齢者等の予防接種対象者が増

加したことから、予防接種委託料に五百万円の増額補正を計上しています。

特別会計国民健康保険事業

歳出の主なものは、保険給付費のうち、一般被保険者療養給付費三千九百五十万円の増額、歳入については、国民健康保険税二千五百万円の増額、諸収入の歳入欠陥補てん収入一千三百万円の減額、国庫支出金二千四百五十万円の増額、繰入金三千四百万円の増額が主なもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ五十五億六千五百万円となっています。

なお、本年度の一般会計からの繰入金総額は、三億九千六百万円です。

老人保健特別会計

歳出の主なものは、医療諸費の医療費給付費八千五百万円が増額補正され、歳入では、支払基金交付金五千百万円、国庫支出金二千二百万円、県支出金五百万円、一般会計からの繰入金五百万円がいずれも増額され、予算の総額は歳入歳出それぞれ六十五億五百万円となっています。

介護保険事業特別会計

歳出では、保険給付費のうち、居宅介護サービスに関わる費用の伸びが見込まれることから五千万円の増額、基金積立金九百万円の減額が主なものとなっています。

歳入では、国庫支出金一千二百万円、支払基金交付金一千六百万円の増額が主なもので、予算の総額は歳入歳出それぞれ二十七億六千二百万円となっています。

委員から「介護保険料の低所得者の減免制度を考えてほしい」との要望がありました。

障害者に過重な負担を強いる「応益負担」導入をやめ障害者福祉制度の充実を求める意見書

政府は二月十日、障害者が福祉サービスを利用する際、費用の一部を負担する「応益負担」（定率負担）の導入を盛り込んだ「障害者自立支援給付法案」を国会に提出しました。

「心の病を抱えている者に、経済的負担の増加は恐怖と不安をあり、病状を悪化させるばかり」という悲痛な声もあがっています。

これでは自立支援どころか、自立と社会参加の道を閉ざす弱者切捨てといわざるを得ません。

よって、国会及び政府に次のことを強く求めるものです。

一、障害福祉サービスに応益負担制度の導入を行わない。
二、公費負担医療制度を堅持し、障害者の負担増は行わない。

三、扶養義務者負担制度の完全撤廃をはかる。
四、障害のある人々の本格的な所得保障制度を確立する。

全頭検査などによるBSE対策継続を求める意見書

日本政府は、二〇〇一年九月に国内で初めてBSE感染牛を確認したことを受け、牛の全頭検査や耳に番号札をつける生産履歴システムを導入し、世界一厳しいBSE対策に取り組んできました。

日本への牛肉輸出を再開したい米国は、月齢二十ヶ月未満の若い牛では原因物質が蓄積しにくく、検査しても感染を検出できないからと、日本のBSE対策の柱である全頭検査を放棄させ、牛肉輸入再開を日本に迫っています。

食品安全に対する国民の不安を解消するためには、日本のBSE対策の基準をゆるめるのではなく、米国産牛肉についても、日本と同等の牛の全頭検査や、生産履歴システムがとられることを輸入の条件にするべきです。

よって、全頭検査、生産履歴システムなどによる、BSE対策の継続を強く求めるものです。



病院事業会計

収益的収入及び支出において主なものは、病院事業収益では、医業収益に九千五百万円の減額補正がなされ、その主なものは、入院収益七千五百万円、外来収益二千円をそれぞれ減額しています。

これは、当初予定していた入院及び外来患者数の減少したことによるものです。支出では、医業費用で九千五百万円減額し、その主なものは、医師の人事異動等による給与費三千万円の減額や、患者減少に伴う薬品費等の材料費四千万円、検査委託料等の経費二千三十万円をそれぞれ減額しています。

また特別損失に三百万円増額補正しています。これは過年度分の診療報酬確定に伴うものです。その結果、病院事業収益として九千五百万円、病院事業費用として九千二百万円をいずれも減額しています。

次に資本的収入及び支出においては、資本的支出では、二百四十万円を減額しています。これらは企業債償還元金

の確定に伴い減額するものです。

採決の結果、いずれも全員賛成で可決しました。

建設水道委員会

一般会計

労働費の失業対策費では、特定地域開発就労事業工事の確定による工事請負費の減額をしています。土木費では、水巻町との協定に伴う吉田ぼた山防災工事分担金及び福岡県道路協会負担金の確定による減額をしています。

都市計画費では、県の街路事業である犬王古月線及び飯家大膳橋線街路事業地元負担金の事業確定に伴う減額をしています。



犬王古月線

地域下水道事業特別会計

主なものは、歳出では、曙下水処理場の落雷被害に伴う、修繕料の内容精査と入札結果により五百万円を減額し、歳入では、下水道使用料を五百八十九万円、前年度繰越金九百八十万円を増額し、建物保険収入の査定額確定に伴い、二千六百万円を減額しています。歳入歳出それぞれ五百三十七万円を減額しています。

公共下水道事業特別会計

主なものは、歳出では、北九州市への下水道処理負担金として千八百二十九万円、ガスパ及び水道管移設補償費として九百五十万円を増額し、流域下水道事業費負担金を建設事業費の確定により三千八百六十万円減額しています。歳入では、一般会計繰入金千七百八十二万円を増額し、流域下水道事業債三千五百二十万円を減額しています。

歳入歳出それぞれ千二百六十八万円を減額しています。採決の結果、いずれも全員賛成で可決しました。

否決したおももの

消費税の増税に反対する意見書

市長提出議案

可決したおもなもの

- 中間市手数料条例の一部を改正する条例
- 中間市火災予防条例の一部を改正する条例
- 中間市中央公民館条例の一部を改正する条例
- 北九州市・中間市合併協議会の廃止に関する協議について
- 平成十六年度中間市一般会計補正予算第六号

請

願

採 択

良識的な男女共同参画の条例制定を求める請願
建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりの請願

継 続 審 査

中間市政治倫理条例
中間市政治倫理条例（平成七年中間市条例第三十一号）の全部を改正する。

取 り 下 げ

中間市の合併問題を慎重に取り扱うよう求める請願
北九州市との合併中止を求める請願

請願者代表

梅木 薫

請願者 中間市を愛する仲間の会

代表 梅木 薫

平成十七年度 当初予算

総務文教委員会

一般会計

予算の総額は百七十億二百万円で、前年度と比較すると、三億二千四百万円の前年度より減額となっております。

市税では、三十七億九千九百万円を計上しており、前年度に比べ、一・二%、増額となっております。

地方譲与税では、三位一体改革の地方交付税や国庫補助金の減額に対する国の補てん措置として前年度に創設された所得譲与税に一億六千八百万円が計上され、前年度に比べ、一億一千六百万円の大幅な増額となっております。

地方交付税は、五十五億二百万円を計上しており、前年度に比べ、四・二%、増額にして、二億二千四百万円の増額となっております。

基金繰入金については、歳出の財源不足を補うため、前年度より一億円増額の八

億三千六百万円を計上しています。

市債は、総額十二億四千万円で、前年度に比べ七億四千二百万円の前年度より減額となっております。

歳出の主なものは、総務部関係では、国勢調査の費用として二千三百万円、今後十年間の中間市の都市としての指針となる第四次総合計画マスタープランの策定の経費として二百万円、今年夏に実施される市長及び市議会議員補欠選挙費として二千万円、地震や洪水などの災害対策のための洪水ハザードマップの作製費用として五百万円などです。

審査の中で委員から「市税の徴収率向上の取組みについて」の質疑があり、執行部から「昨年度より専任の徴収員を雇用して対応しています。が、昨年度に比べ徴収の実績は上がってきています」との説明がありました。

消防関係では、携帯無線機及び公用車一台の買い替え費用として六百万円、水害時及び河川等での遭難者救助のための船外機付き救命ボートの購入費として、百万円を計上しています。



フレンドリーななかま国際交流事業

教育部関係では、本年度から小中学校のトイレの改修を年次的に行うための費用として三千万円、フレンドリーななかま国際交流事業等のいきいき教育特別推進事業に総額一千万円を計上しています。

公共用地先行取得特別会計 本年度から本格的に取りかかる吉田ぼた山周辺の道路改良工事、塘ノ内砂山線街路事業を始め、周辺の丘陵地の防災工事など、岩瀬東部地区の開発事業として、用地を先行取得するための経費、九千万円を計上しています。

採決の結果、いずれも全員賛成で可決しました。

議会人事

第一回中間市議会（三月定例会）で、任期満了（四月二十九日）となる議会運営委員会委員及び各常任委員会委員が選任されました。

五月十七日、十八日に議会運営委員会及び各常任委員会が開催され、正副委員長が選任されました。



議会運営委員会

- 委員長 片岡誠二
- 副委員長 堀田英雄
- 委員 中家多恵子
- 委員 植本種實
- 委員 青木孝子
- 委員 湯浅信弘
- 委員 上村武郎
- 委員 下川俊秀

常任委員会

総務文教委員会

- 委員長 上村武郎
- 副委員長 湯浅信弘
- 委員 佐々木晴一
- 委員 岩崎三次
- 委員 米満一彦
- 委員 下川俊秀

民生経済委員会

- 委員長 井上久雄
- 副委員長 青木孝子
- 委員 中家多恵子
- 委員 山本慎悟
- 委員 掛田るみ子
- 委員 佐々木正義
- 委員 片岡誠二

建設水道委員会

- 委員長 岩崎種實
 - 副委員長 植本種實
 - 委員 久好勝利
 - 委員 堀田英雄
 - 委員 香川太一
 - 委員 井上太一
 - 委員 井上太一
- なお、杉原茂雄は議長の職責上、総務文教委員を辞任。

民生経済委員会

一般会計

児童福祉関係では、児童福祉施設入所扶助費として私立保育所五ヶ所分六億二千万円、児童手当二億四千万円、児童扶養手当三億三千七百万円などが主なものです。

本年度は、新たに中間市次世代育成支援対策地域協議会が設置されています。

障害者福祉関係では、身体障害者福祉施設訓練支援費や知的障害者福祉施設の入所者及び通所者支援費としての扶助費が主なものです。

生活保護関係では、扶助費が二十四億八千万円計上されています。

なお、本年二月末現在の生活保護対象者数は、九百六十六世帯、一千五百二十人となっています。

高齢者福祉関係では、生きたが活動支援通所事業委託料二千七百万円、在宅介護支援センター二ヶ所分の運営委託料一千四百万円、配食サービス委託料については、二百八十五名分二千九百万円が計上され、対象者は

概ね七十五歳以上の方となっています。



健康増進関係では、扶助費として乳幼児医療費五千万円、重度心身障害者医療費一億七千万円、母子家庭等医療費七千五百万円が主なものです。

本年度は、全市民の健康管理データをコンピュータで一元管理し、より効率的な健康対策を講じるためのシステムの導入費として、使用料に三百七十万円を計上しています。

商工関係では、中小企業への貸付金のための預託金として一千九百万円、商業振興費の筑前中間まつり補助金一千二百万円、中間

商工会議所補助金三百三十万円などが主なものです。

環境保全関係では、広域事務組合への負担金として、火葬場運営に一千七百万円、じん芥処理に三億八千七百万円、し尿処理に三億一千九百万円、広域事務組合事務所負担金に四千八百万円の計上が主なものです。

人権推進関係では、人権対策推進に要する経費として二千百万円、人権のまちづくりセンター運営に要する経費一千二百万円を計上しています。

委員から「人権センター、隣保館、集会所の職員数は変わらないのか、また隣保館内に団体事務所がある問題は解消したのか」などの質疑があり、執行部から「解消しました」との説明がありました。

特別会計国民健康保険事業

予算の総額は、歳入歳出それぞれ五十三億五千二百万円となっており、前年度に比べ四億五千五百万円の増額予算となっています。

この増額の主な要因は、保険給付費等の増額が主なものです。

本年二月末の国保の加入

世帯数は、一万七百七十九世帯で、加入率は全世帯数の五十四・九%、被保険者数は、一万九千六百六十九人で加入率は、四十・八%となっています。

委員から「国保の滞納者が多い収納率をどうあげるか、また収納できるように努力し、国保の減免を含めて福祉保健医療の連携や予防医療の充実をしてほしい」との要望があつています。

住宅新築資金等特別会計

予算の総額は、歳入歳出それぞれ三千九百万円となっています。

委員から「住宅新築資金返還について、和解、勝訴したもの支払い状況等について」の質疑があり、執行部から「過去に勝訴二十二件、和解十二件、敗訴五件、不起訴一件の計四十件の裁判を行っているが裁判後の償還状況は、支払い中五件、未払い二十件、行先不明十件、死亡五件となっています」との説明がありました。

老人保健特別会計

予算の総額は、歳入歳出それぞれ六十三億八千二百万円で、前年度に比べ七千

五百万円の増額予算となっています。

歳出の主なものは、医療諸費六十三億六千七百万円で、歳出総額の九十九%が医療費となっています。

老人医療対象者数は、本年一月末現在、七千九百九十三人となっています。

介護保険事業特別会計

予算の総額は、歳入歳出それぞれ二十七億五千五百九十万円で、前年度に比べ一億四千四百万円の増額予算となっています。

歳出の主なものは、要支援、要介護者への介護サービス費用等に充てる保険給付費として二十六億三千九百万円を計上しています。

委員から「新規事業として、筋力トレーニング等の予防重視型システムについて」の質疑があり、執行部から「本年度予算の中に、新たに保健福祉事業として、百万円の予算を組み、筋力トレーニングを中心としたシステムの構築と運営を在宅介護支援センターとも連

携しながら実施する計画で今から整備し内部で方針を検討していきたい」との説明がありました。

病院事業会計

収益的収支では、病院事業収益二十三億七千二百萬円で、前年度より〇・二%の減額が見込まれています。病院事業費用は二十三億七千百万円で、前年度より〇・二%減となっています。医業外費用では、企業債の利子償還金三千四百萬円が主なものとなっています。資本的収入及び支出では、資本的収入七千七百万円は、企業債元金の償還に充当するため的一般会計からの負担金で、対前年比四・八%の増額となっています。

建設水道委員会

一般会計

総務費の財産管理費では、岩瀬一号線行幸尾塘ノ内線街路事業に伴う、代替地取得分のための公有財産購入費や自由ヶ丘急傾斜地崩壊対策事業に伴う、地元負担金及び下水道受益者負担金を計上しています。環境衛生費では、合併処理浄化槽補助事業として、二十四基分の予算を計上しています。

失業対策費では、特定地域開発就労事業に従事している就労者に対する引退者特別援助金等や特定地域開発就労事業として、通谷団地内道路改良工事一工区ほか六路線の工事を計上しています。

道路橋りょう費では、市内各所の道路舗装・側溝等の補修工事や、外扇通谷線道路改良工事ほか六件の工事を計上しています。

都市計画費では、県事業である犬王古月線、仮家大膳橋線等の街路事業の地元負担金、公園費では、都市公園・児童遊園・緑化事業の除草・樹木剪定委託など

の整備に要する経費を計上しています。

街路事業費では、吉田ばた山周辺事業に関連する岩瀬東部地区開発事業が本格的に開始され、本年度は、土地開発公社が代行取得している塘ノ内砂山線街路事業に伴う用地購入費及びその他二路線の実設計委託料を計上しています。



土手ノ内公営住宅

住宅費では、土手ノ内公営住宅の建替工事を平成十七年度及び平成十八年度の二カ年事業で行い、本年度は全戸数三十三戸のうち、十八戸を着工する経費を計上しています。

地域下水道事業特別会計
予算の総額は、歳入歳出

それぞれ九千四百九十万円となっています。

歳出の主なものは、終末処理費では、中鶴と曙下水道処理場の維持管理費及び下水道管の補修工事費等を計上しています。

公共下水道事業特別会計

歳出の主なものは、総務費では、受益者負担金の各年度及び全期一括納入者に対する報償金や、北九州市への下水道処理負担金などを計上しています。

建設費では、上底井野地区ほか三十六地区で実施する管きよ築造工事を計上しています。

十七年度末における中間市の公共下水道普及率は、三十二%から三十四・九%に、公共下水道の下水処理量は十六年度の百八万トンから百十五万トンになる見込みです。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ二十三億二百二十七万円となっています。

水道事業会計

本年度の事業予定量は、中間市・遠賀町合わせて二万六千七百八十四戸の給水戸数を見込んでおり、年間

総給水量は、七百八十五万立方メートルで、有収率は九十・一%が見込まれています。

収益的収支では、水道事業収益十二億四千六百四十五万円に対して、水道事業費用十二億三千七百九十一万円を計上しており、八百五十四万円の利益が見込まれています。

また、資本的収入二億四千九百九十三万円に対して、資本的支出六億二千三百七十九万円を計上しており、収入が不足する額三億八千八百八十六万円は、当年度損益勘定留保資金及び減債積立金等の自己財源で全額補てんすることとなっています。

今年度の主な建設改良事業としては、配水管の改良工事を重点的に実施することとなっています。

主な工事は、中間地区では、市道垣生団地一号線から三号線までの配水管布設替工事など十七件。

遠賀地区では、町道木守松の本線配水管布設替工事など四件、計二十一件の工事を計画しています。

採決の結果、いずれも全員賛成で可決しました。

条例 その他

総務文教委員会

中間市個人情報保護推進委員 会条例

本年四月一日から個人情報保護法が施行します。

この法律は、コンピューターの普及と情報処理能力の著しい発達に伴い、個人情報が発来からは予想もされない形で流出、再利用される危険が増してきていることを背景に、「個人の権利利益」の保護の観点から制定したものです。



このことから、本市としても、個人情報保護制度について早急に検討し、その制度化を図る必要があるの

で、本市における個人情報保護制度のあり方について調査審議を行うために、市の付属機関として、中間市個人情報保護推進委員会を設置するものとなっています。

採決の結果、全員賛成で可決しました。

中間市長期継続契約とする 契約を定める条例

昨年、地方自治法、同法施行令及び施行規則の一部改正が施行されました。

これにより、財務会計制度に関する改正が行われ、長期継続契約を締結することができるようになった。長期継続契約の対象範囲が、これまでの電気、ガス等に加え、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は、役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなものは、条例で定めることにより長期継続契約を締結することができるようになりました。

このことから、本条例を新たに制定し、長期継続契約を締結することができる契約として、電子計算機器、情報通信機器のリース契約

やプログラムの使用許諾契約及び清掃や警備等の管理委託に関する契約について規定することにより、事務の円滑化及び効率化を図るものとなっています。

採決の結果、全員賛成で可決しました。

民生経済委員会

中間市次世代育成支援対策 地域協議会条例

本年度、中間市次世代育成支援行動計画を策定しました。本行動計画の推進にあたっては、地域内での

きめ細やかな取組みが必要とされ、各年度において、計画の実施状況を点検、評価し、その結果をその後の対策実施や計画見直し等に反映させていくことが肝要であることから、これを点検、評価するため地方自治法第百三十八条の四第三項の規定に基づく附属機関を設置するものです。

具体的には、住民代表や学職経験者、市職員を含む関係機関からなる「中間市次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、計画の実施状況を点検、評価を継続的に進めたいです。



この条例は、中間市がこの行動計画を策定するために、次世代育成支援対策地域協議会を設置しようとするものです。

採決の結果、全員賛成で可決しました。

特別委員会

中間市事務分掌条例の一部 を改正する条例

中間市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する

本市の行政システムを抜本的に改革する必要があるため、平成十七年二月一日付で機構改革を行い、新たに行政経営改革推進室を設置したものです。

審査の中で委員から、行政経営改革推進室は全ての項目について、横断的に包

括的にやってみていくべきではないかとの意見等があった。委員から、市長提出議案に対する修正案が提出されました。採決の結果、事務文掌条例については、全員賛成で修正案を可決しました。

また、行政改革推進委員会設置条例は、全員賛成で可決しました。

中間市特別職職員の給与等 に関する条例及び中間市教 育委員会教育長の給与、旅 費及び勤務時間等に関する 条例の一部を改正する条例

この条例の改正は、市長を始め四役の給料について、平成十七年四月から平成十八年三月までの間、これまでの減額率を更に上積みし、減額を行うものです。

なお、一般職の管理職手当の削減も引き続き行なうものとしています。

また、介護認定審査会の委員の報酬を見直すものです。

修正案では、「平成十八年三月三十一日」を、市長の任期である「平成十七年七月三十一日」に改め、期日の変更をしています。

採決の結果、全員賛成で修正案を可決しました。

市政に質問

3月7日(月)の本会議で下記の7名の議員から市政について一般質問があり、要旨を掲載しています。
 なお、質問事項は順不同です。

- 佐々木 晴 一議員
- 久好 勝利議員
- 青木 孝子議員
- 片岡 誠二議員
- 植本 種實議員
- 掛田 るみ子議員
- 中家 多恵子議員

市長の政治姿勢について

片岡誠二議員

中間市民のトップである市長の指導力・統率力が、まず問われる中、市長は不転の決意で「財政の再構築に取り組み、市政の安定を最優先に考えたい」とのこと。

その決意の一つに「行政経営改革推進室」を設置したそうですが、この「行政経営改革」とは一体どのようなものなのか。

「行政改革」と「行政経営改革」との違い、その基本方針と具体的な内容について。

また、この改革案を実現させるためには、何が必要であると考えているのか。

任期切れまでわずかとなく、市長の過去三年半の実績を検証しながら、市長の所見を。

市長 「行政経営改革」に



行政経営改革推進室

ついで、最小の経費で最大の効果を上げること、小さな市役所から大きなサービスを提供することを基本方針として、行政内部経費の削減や職員の意識改革を始めとした抜本的な行政改革を実行していきたいと考えています。

具体的内容については、行政内部経費の削減と組織機構の見直しを行います。

また、事務事業の全面的見直しや行政評価システム

の導入、あるいは市民の行政参画制度の導入等を広範に検討していきたいと考えています。

次に、この改革を実現させるためには、この度の「行政経営改革」は、新たな民間手法を取り入れながら、全庁的に進めていくものであり、本市が単独行政で生じていくために避けて通れない行政課題です。

職員の意識改革は勿論のこと、中間市の統治責任者であると同時にマネジメントの最高責任者である私のリーダーシップが何より求められるものと考えています。

合併が成らなかつた事の説明について

植本種實議員

周知のように北九州市との合併は成りませんでした。昨年、近藤茂樹会長を始めとする住民発議で「合併

協」が設置されました。十月には住民投票があり、幸田眞達会長を始め、市民の方の約七割が合併賛成に「」をつけました。市長自身も合併を望まれていたと思います。

しかし、結果は民意に反しました。

市民の方のご苦労がムダになり、同時に中間市の将来の不安も増しました。

大多数の市民が望んだ合併がなぜ実現しなかつたのかを、市長は市民の方に分かりやすく説明する義務があると思います。

次に「合併は成らなかつた」では、「こうする」という中間市の進路を、市長は市民に明示すべきと思いません。



市長 合併が実現できなかった理由については、住民投票で示された一万六千人の合併賛成の民意がある一

方で、一万二千人を超える市民が合併中止を求める請願を出していることも事実であり、そういう意味では、中間市民の合併に対する民意が十分に醸成されていないか、このことも合併が成就しなかつた理由の一つではなかつたかと、考えています。

また、北九州市との合併が白紙に戻ったことにより、市民が将来の中間市を不安に思うような行政運営を行うてはならないことは、当然の理であります。

私は、自立した街を目指し、市民・議会・行政が一体となって、将来の中間市の街づくりについて真摯に、そして前向きに取り組んでいかなければならないと、考えています。

十七年度は第三次基本計画の最終年度であり、これから第四次基本計画の策定に執りかからなければなりません。

「第四次基本計画」と「第二次行政改革」が、これからの中間市の進むべき進路を示す両輪の輪であり、この策定に向けて全庁一丸となつて取り組んでいく考えです。

大島市長の次の点における所見と具体的な決意について

佐々木晴一議員

合併問題について

行政改革について

市長選挙について

市長 昨年十二月二十四日の市議会本会議におきまして、合併関連議案が否決されたことにより、北九州市との合併は白紙に戻りました。

合併協議会における真摯な協議、あるいは住民投票において示されました、合併賛成の民意を結果的に「合併」という形で結果させることが出来なかつたことにつきましては、市長としての責任を痛感しているものです。

今後は、議会の決定を重く受け止めまして、合併問題で揺れた市民意識の融和を図りながら、まずは市政の安定を最優先とした行政運営を行うこと、そして行財政改革を断行し、自立した街づくりを進めていくことが、いまの私に課せられた使命であり、責務であると認識し、これから益々厳しさを増すであろう本市の

行政運営を、不転の覚悟をもって、担っていく考えです。今は市政の安定に全精力を傾けていきたいと考えています。

行財政改革を専属的に所管する部署として、「行政経営改革推進室」を二月一日付で設置し、執行体制の整備をしたところです。

本市の行政経営改革の基本的方針について、「自立した街づくり」を進めていくために、最小の経費で最大の効果を上げるための行政運営を行うこと。

そのために必要なあらゆる行政分野の改革・見直しを既存の手法・価値観に捉われることなく、また聖域を設けることなく、徹底して実行していくことを基本

認識として、全庁的に取り組んでいく考えです。行政経営改革の骨子ですが、内部経費及び組織機構の見直しを徹底的に行います。

また、事務事業の見直しを全面的に行い、行政の守備範囲を定めて、経費削減により生み出された予算を、重点施策に優先的に配分することによりまして、メリハリのある行政運営を図っていきたく考えています。

北九州市との合併が、白紙に戻ったことによる、結果責任と今後の市政を放棄することなく、責任をもち行政運営をしていくという、両方との間で逡巡しているのが、現在の心境であります。

いま求められているのは、市政の安定こそが一番大切ではないかと思えます。従いまして、次の市長選挙に立候補するか、否かの判断については、時間が必要と考えています。

中間市の将来を築き上げていくためには、全職員的心を一つにして、協調と調和、融和を基本に市民と十分なコミュニケーションを図り、残された期間、市政

運営に全力を挙げて取り組む考えです。



大島市政の四年間について

久好勝利議員

就任早々、市長選挙のなかで出したピラの問題で、遠賀・中間広域事務組合の議会の中で陳謝して選挙公約を反故にし、敬老祝い金の改悪でお年寄りのわずかな楽しみを奪い、国民健康保険税や使用料・手数料などの引き上げで市民負担を増やし、合併を強引に押し進めて市民のなかに不安と不和を広げ、行政運営を一年半にわたって停滞させ、混乱をもたらした。

大島市政の四年間を振り返って見たときに、市民が期待した行政運営とは程遠いものであったとしか思われないが、どのように考えているのか。

市長 市長就任以来、明るい街づくり課や契約課の新設、事務事業評価の導入、北九州市との合併協議会の設置等様々な取り組みを行ってきました。敬老祝い金の節目支給への移行や国民健康保険税の引き上げ、あるいは使用料・手数料の引き上げについては、確かに市民に痛みを強いるものでしたが、受益者負担の適正化、財政健全化計画のなかでのやむを得ない取り組みであったものと捉えています。

また、合併問題に関しては、住民投票の結果でも示されていますとあり、多くの市民の方々が北九州市との合併を望み、また、合併協議会での協定締結を経てきたものであり、この合併が実現できなかったことは、非常に残念であったと考えています。

しかしながら、合併協議会における北九州市との協議の中で、行政施策の良い面、あるいは遅れている面が浮き彫りになり、これが今後の行政運営に活かすことができれば、合併協議は有意義なものとして捉えることができるものと考えています。



行財政改革について

青木孝子議員

緊縮財政のなかで行財政改革が求められており、人権のまちづくりセンターや隣保館、岩瀬南町集会所など三つの施設の統廃合と職員体制の見直しを行うべきでは。

市長 中間市人権のまちづくりセンターは、当初は新設で計画していましたが、中間市の財政事情が非常に厳しい状況にあることから、既存施設の使用も含め再検討をしていくところ、雇用能力開発機構より「サンクエストなかま」を購入できたことにより、平成十六年四月一日から同施設を勤労青少年育成等の機能を含めた複合的、効率的な「生涯学習センター」として運営し、既存の「中間市勤労青少年ホーム」を「中間市人権のまちづくりセンター」として開設したものです。隣保館の運営費については四分の三が福岡県の補助対象となっており、これまで毎年約九百万円の隣保館運営費等補助金の交付を受けています。岩瀬南町集会所について

は、昭和五十一年に開設され、これまで隣保館に準じて運営を行ってきています。



人権のまちづくりセンター

この中間市人権のまちづくりセンターは、人権問題全般を取扱う施設であり、隣保館と岩瀬南町集会所の機能を併せ持つ施設として両施設の事業を中間市人権のまちづくりセンターに統合し、両施設を廃止する方針です。

しかしながら隣保館については、建設時に国庫補助金を受けており、現在も社会福祉事業法に基づき運営費補助金の交付を受けている施設であり、当然同施設の統合、廃止、解体をする場合は、国の許可が必要となります。

三施設の統廃合について

は、その必要性を十分認識しているところですが、国の許可がおりるまでの間は、従来どおりの運用を行なう必要があります。また岩瀬南町集会所についても同様の運用とします。

次に職員体制の見直しですが、施設の統廃合とも関連することから、統廃合時に全庁的な職員配置の見直しの中で、充分検討を行っていきたいと考えています。いきいき教育特別推進事業について

掛田るみ子議員

キラキラなかまっ子自然体験学習事業とフレンドリーなかま国際交流事業の目的と成果について。



キラキラなかまっ子自然体験学習事業

教育長 キラキラなかまっ子ですが、市内の小学六年生を対象に、自然の中の体験学習を通して、自然を大切にやる心やお互いに尊重し合う心を育て、住みよいまちづくりのために、自分で考え、判断し、行動できる児童の育成を目的としています。

本事業後、ほとんどの参加児童が意欲的に学習したり、リーダーとして積極的に児童会活動や学級活動に取り組んだりしています。そして、中学校進学後も、学習や部活動等に頑張っています。

フレンドリーなかまでは、市内の中学生を対象に、現地での語学研修やホームステイ等の国際交流体験を通して、自ら学び、積極的に社会参加することができると豊かな生徒の育成を目的としています。

本事業は、現地の語学学校での研修やホームステイなど語学研修を中心としたものであり、通訳を付けずに、自分たちの英語だけで十日間を過ごすプログラムです。

この研修内容は、「英語が使える日本人育成のための

戦略構想」にも合致する教育改革の一貫でもあり、生徒の英語力の向上はもちろんだ、他教科における学習意欲の高揚にも大いに役立っており、国や県からも高い評価を受けているところで

参加者すべての進路実態を把握することは、困難ですが、高校卒業後、海外留学をして、広く活躍の場を海外に求め、頑張っている者もいます。大学においては、卒業後

海外留学し、英会話学校の講師として活躍している者や国立大学医学部大学院で医者の卵として学んでいる者もいます。

これらのことから、本事業が小・中学生に人生における夢や希望を託すなど、自分の人生を切り開く進路選択に与える影響は、多大なものがあると言えます。

キラキラ、フレンドリーの「いきいき教育特別推進事業」が、今後とも、市内小・中学校の児童生徒に夢を与え、将来の中間市を担い、広く社会で活躍する上で、ふるさと中間を誇れる人材育成につながるものと確信しています。

介護保険制度の見直し
法案について

青木孝子議員

「予防重視型システムの確立」として、介護の必要度が比較的軽い高齢者を対象に、筋肉トレーニングや栄養指導などの「新予防給付」を創設し、家事代行型の訪問介護は原則的に行わないとしています。

高齢者は家事援助を削られ、予防給付だけでは在宅での生活が維持できなくなるのでは。

老人保健事業や介護予防・地域支えあい事業、在宅介護支援センター運営事業等、三つの市町村事業を再編し、介護保険に組み込む計画があります。

高齢者福祉の制度（老人健診や配食サービスなど）が後退するのではないかと懸念するのではないかと。

市長 今回の法改正で介護予防訪問介護や介護予防通所介護など既存のサービスに類似したものが明記されています。

つまり既存サービスについて生活機能の維持・向上の観点から内容・提供方法・提供期間を見直し、単に生活機能を低下させるよ

うな家事代行型の訪問介護は、原則として行わないものとし、例外的に行う場合でも、必要性について厳格に見直したうえで、期間や提供方法を限定していくことになっていきます。



厚生労働省としては、要支援・要介護状態になる

前からの一貫性・連続性のある「介護予防マネジメント体制」を確立し、現在、老人福祉、老人保健、介護保険とそれぞれにおいて行われているサービスを一体的に行う、総合的な介護予

防システムを確立することに重点を置いています。

ただ、その財源を介護保険でまかなうことにしていることや、市町村の役割が一層重くなることで、人員配置も含め財源措置ができるのか等、保険者の立場としては、一抹の不安を感じていることも事実です。

公金の支出について

中家多恵子議員

今、国の三位一体改革や地方交付税の削減などにより、地方行財政は計り知れない厳しさにあります。

市政の実施に携わる執行機関の綱紀粛正が常に図られているのかお尋ねします。

市長等の交際費について、市民の理解と合意が得られる健全な支出が執行されているか。

市町村職員の互助会、例えば大阪市のお手盛の補助金が全国的な問題となっています。

指摘されている「ヤミ退職金」といわれるシニアプランに県下九市十三町が加入しており、その中に中間市も入っている。

平成三年から今日まで互助会への補助金はいくらか。

市長 交際費は社会通念上、儀礼の範囲内で効果的に支出することが重要であり、必要最低限度の範囲でなければならぬと考えています。

一定の基準を定めることにより、公正で民主的な行財政を図ることを目的として、「中間市交際費の支出に関する基準」を設け、平成十四年四月一日から実行しています。

シニアプランは、公的年金制度の引下げを補完する「年金制度」として平成二年に発足し、本市においては、平成三年十月から加入しています。

掛け金及び負担金の負担割合は、職員負担は千分の五、事業主負担は千分の十

掛付け金及び負担金の負担割合は、職員負担は千分の五、事業主負担は千分の十

となっています。

お尋ねの加入時から平成十五年度末までの事業主負担金額の合計は、三億二百六十三万二千元となっています。

また、各自治体における財政事情が悪化していること等を勘案し、この事業の実施主体である福岡県福祉協会では、本年度末をもって制度を廃止するという決定を行っています。

新年度予算からは、当該シニアプランの予算措置はしていません。

今後は、制度廃止に伴う負担金及び掛け金の精算事務を関係機関と協議のうえ、明朗に実施するとともに、公正で健全な財政運営を心がける考えです。

市議会を

傍

聴

しましょう

次の定例会は、6月10日です。議員による一般質問は、6月13日の冒頭から行います。委員会の一般傍聴も行っていきます。

本会議・委員会の日程は、中間市のホームページに掲載します。
<http://www.city.nakama.fukuoka.jp/>

☎(246)6220

コミュニティバスの運行について

植本種實議員

コミュニティバス運行の内容について。

また、川西地区はどうなっているのか。

市長 現在、本年四月からの試験運行を目指して、九州運輸支局や県交通対策課折尾警察署や旅客事業者などと運行にかかる協議を、精力的に重ねています。

運行形態については、地方公共団体が運行主体となる道路運送法第八十条で申請し、中間市が事業主体となつて試行期間は運行を行います。

試験運行の期間は、約六ヶ月間を予定しており、利用者数、収支比率等を把握するとともに、タクシー・バス事業者への影響についても、調査することになっています。

特に、通谷地区については、既存の私鉄バスとの競合が避けられないところが、その結果、私鉄バスの利用者が減少すれば、既存路線の減便や路線バス廃止につながることもあり、私鉄バスを利用している通

谷地区以外の住民の方にも影響を及ぼすことになりません。

西部地区については、同地区においても町内会長に提案し、調査をしました。福祉バス路線や私鉄バス路線との重複や、利用者数が少数などにより、今回運行予定地区とはしていません。

いまからの「まちづくり」について

久好勝利議員

合併が白紙に戻つたいま、行政のさまざまな制度や運営のあり方など、あらゆる面において、地域住民と共に、より良いまちづくりを進めることが求められている。

今後のまちづくりにおいては、地方自治体の自主性・自律性を強化し、住民参与部面を増大させ、事務執行にあたっては公正を確保するなど、地方自治の本旨に立ち返つた行政運営を行うなかで、住民の命と健康を守り、住民の生活を安定させるなど、住民本位の効率のよい行政運営を進めるべきではないか。

市長 今回の合併問題に際し、賛成、反対と市民感情

を二分し議論を重ねてきましたが、昨年末で一応の決着をみており、これからは行政と議会が一体となって、協調と調和、また市民との融和を基本に市民と充分なコミュニケーションを図つて、地方分権に即した自律性の高い行政組織の確立に努めなければならぬと考えています。

国の三位一体改革の中で、大変厳しい状況ですが、与えられた財源のなかで、住民本位の効率のよい行政運営を進めることは、言つまでもなく、「市民にわかりやすい、市民のための市政」を発展させるためにも、職員意識改革を早期に図り、市民から信頼できる市政を目指さなければならぬと考えています。

介護保険の減免制度について

青木孝子議員

高齢者は年金の引き下げや医療費の負担増で生活が苦しくなっています。

誰もが安心して利用できる介護保険にするためには、低所得者の保険料、利用料の減免制度が不可欠では。

市長 現在、厚生労働省が

示しているのは、現行第二段階を細分化し、市民税非課税世帯の人で、年金収入八十万円以下であつて、年金以外に所得のない人は、現行の第二段階の保険料率をさらに減額した保険料率を設定することができるようになります。

また、介護保険三施設における居住費及び食費、通所サービスにおける食費は、保険給付の対象外になります。低所得者については、負担上限を設け、介護保険から給付を行う等の配慮を行うことになっていきます。

保険料を控除したり、利用料を減免することは、結果的に減免しない人の保険料を今以上に引き上げることになり、慎重に検討しなければならぬと考えています。

学校給食について

掛田るみ子議員

中学校の給食実施は、財政面の問題があり難しいと聞いています。

小学校六校にかかる給食の経費と、仮に民間委託するとの程度の経費が削減できるのか。

教育長 学校給食にかかる経費について、平成十五年の決算は総額で一億七千七百四十万円となつており、うち人件費に關しては一億四千六百三十万円となっています。

学校給食は、献立の作成、物資の手配と購入、調理、配膳、食器洗浄等の多くの業務を経て給食を提供しています。

民間委託を実施している市町村の業務内容は、「調理と食器洗浄」が主流となつており、業者選定に關しては、入札金額が低いということでの選定ではなく、総合的に判断して業者決定を行っているとのこと。

仮に民間委託すると、県内の一事例により試算すると一校当たり、約一千万円程度の経費が削減できるのではないかと推測しています。

ますます財政状況が厳しくなるなかで、民間委託は避けては通れない問題との認識をしており、今後、教育委員会内部で調査・研究を実施の可否、実施時期等を含めて、市長部局とも十分に協議を行つていきたいと考えています。

中間市立病院医療事故問題について

片岡誠二議員

平成十五年十二月議会の一般質問において取り上げました「医療過誤による損害賠償請求問題について」その後の経過と対応について。

医療事故発生後から今まで、再発防止策として、どのような危機管理・安全管理体制を整備してきたのか。

また、今回の医療事故問題をどう捉え、問題解決に向けてどう努めてきたのか。



市長 平成十六年五月に相手方代理人弁護士より「「連絡」と題する書面が送られてきたとのこと、当

院の代理人弁護士より書類の送付を受けています。

この内容について、弁護士、主治医と再々協議を重ねてきましたが残念ながら協議がまとまりませんでした。

平成十七年一月に入り、あらゆる方向で積極的に弁護士と協議しています。

近況としては、当院の弁護士から第三者機関等を含め協議し意見を求め、早期に解決を図りたいとの連絡を受けています。

本院では医療事故をなくし、患者の皆様が安心して医療を受けて頂けるように医療安全管理委員会を発足させ、毎月一回の委員会と年二回の研修会を開催しています。

この中で、近年の医療事故の多くは病院が専門職の集合体であり、それぞれの専門職の意思伝達の滞りにより起こっている事実に着目し、各職種が等しく学び知見を共有することが大切であるとの考えから「ヒヤリとしたハツとした体験」を自主的に報告し、これらを具体的に分析・検討し、その結果を現場にフィードバックさせ事故防止の方策

を立てています。

また、近年医師が患者に病状やその治療法を説明してどの治療法をとるか選択していただいたり、医師がとる治療法に同意を求めたり、医師と患者が一緒になって検査や治療をすすめていく姿勢が求められています。

いわゆるインフォームドコンセントの重要性を認識し、委員会で取り組んでいます。

今回の問題は、このインフォームドコンセントが十分になされていなかったのではないかと考えています。

私も「医療ミスは絶対起こしてはならない」との認識を最重要課題であると位置付け、職員一同が

気を引き締めて、患者に対して常に適正な医療を提供できるように努めていきます。

児童・生徒の安全対策について

植本種實議員

校内及び登下校時における安全対策について。

教育長 児童生徒の安全確保をはじめとした危機管理対策については、学校、PTA、地域を挙げて取り組



新入学児の安全誘導

んでおり、その成果も上がっています。

各学校の正門へのインターホン設置や「さすまた」の追加配備、外柵の補修など施設面の改善について速やかに対応するよう検討中です。

警備員の配置については、今後、財政当局とも検討していきたいと考えています。

校内の安全対策については、社会教育関係者並びに地域の方々と一同に集め、協力依頼をして以来、各学校で重点的な取り組みを継続的に行っています。

また、防犯対策には、各学校で防犯教室を実施したり、防犯ブザーを準備し、非常事態に備えています。

登下校時や学校外での安

市議会会議録は閲覧ができます！

本会議の質問や答弁などの内容を詳しくお知りになりたい方は、「市議会会議録」をご覧ください。

会議録は、市民図書館で閲覧することができます。また、中間市のホームページに、14年以降の会議録を、掲載しています。

<http://www.city.nakama.fukuoka.jp/>

全対策については、「子ども一〇番の家」など緊急避難できる場所を児童生徒に周知するとともに、万一の事態が発生した時の対処法についても、児童生徒に対し、機会あることに指導しています。

また、明るい街づくり課と連携し、今年度から通学安全協力員制度を導入し、登下校時の児童生徒の安全確保に努めています。

不審者等の防犯にあたっては、学校、地域、関係諸機関の連携がいかに重要かということを改めて認識して、今後とも連携強化に努めていきたいと考えています。